



# SuMi TRUST 年金ニュース

(平成28年6月2日)



三井住友信託銀行 年金信託部

平成28年熊本地震による被災者の皆様及びご関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## 【確定給付企業年金】

### リスク分担型企业年金の会計処理等に関する 公開草案の公表

本日(平成28年6月2日)、企業会計基準委員会(ASBJ)より下記の公開草案が公表(※)され、平成28年8月2日までの間、本公開草案に関するコメントの募集が行われています。

(※) [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/exposure\\_draft/taikyuu2016/index.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/taikyuu2016/index.shtml)

(公表された公開草案)

- 実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企业年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」
- 企業会計基準公開草案第58号「退職給付に関する会計基準(案)」
- 企業会計基準適用指針公開草案第56号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」

#### I. 経緯

[リスク分担型企业年金](#)について、ASBJはこれまで公表されている会計基準等における取扱いを踏まえ、必要と考えられる会計処理等を明らかにすることを目的として審議を行い、公開草案を公表しました。

会計処理等の要点につきましては、「Ⅲ. リスク分担型企业年金の会計処理等の要点」をご覧ください。また、公開草案の詳細につきましては、冒頭のリンク先の資料をご参照ください。

#### II. 適用時期等

公開草案では、いずれも「公表日以後適用する。」とされています。

### Ⅲ. リスク分担型企業年金の会計処理等の要点

公開草案では、次のとおりとされています。

#### ➤ 会計上の退職給付制度の分類

- (1) リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類する。
- (2) (1)以外のリスク分担型企業年金は、確定給付制度に分類する。

#### ➤ 会計処理

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額（移行時に未払金等を計上した特別掛金相当額を除く。）を、各期において費用として処理する。

#### ➤ 退職給付制度間の移行に関する取扱い

確定給付制度に分類される退職給付制度から確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当する。

この場合、次の会計処理を行う。

- (1) リスク分担型企業年金への移行の時点で、移行した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額に係るリスク分担型企業年金に移行した資産の額との差額を、損益として認識する。
- (2) 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、損益として認識する。
- (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益の算定において、リスク分担型企業年金への移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する。
- (4) 上記(1)から(3)で認識される損益は、原則として、特別損益に純額で表示する。

#### ➤ 開示

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、次の事項を注記する。

- (1) 企業の採用するリスク分担型企業年金の概要
- (2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額
- (3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595